

# 介護保険のサービス

## 各区高齢介護課 介護保険係

西区	TEL	620-2668	FAX	620-2762
北区	TEL	669-6068	FAX	669-6167
大宮区	TEL	646-3068	FAX	646-3165
見沼区	TEL	681-6068	FAX	681-6160
中央区	TEL	840-6068	FAX	840-6167
桜区	TEL	856-6178	FAX	856-6271
浦和区	TEL	829-6153	FAX	829-6238
南区	TEL	844-7178	FAX	844-7277
緑区	TEL	712-1178	FAX	712-1270
岩槻区	TEL	790-0169	FAX	790-0267

## さいたま市役所 介護保険課

介護保険係	TEL	829-1264	FAX	829-1981
事業者係	TEL	829-1265	FAX	829-1981

◎詳しくは、パンフレット「さいたま市の介護保険」をご覧ください。

## 介護保険の仕組み

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるように支援する制度です。

介護保険のサービスを利用するためには、介護の必要度の判定（要介護・要支援認定）を受けていただく必要があります。

## 介護保険の被保険者

被保険者は、年齢により次の2つに区分されます。

### ◆第1号被保険者……………65歳以上の方

常に介護を必要とする状態（要介護状態）や、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）と認められた場合にサービスが利用できます。

介護保険被保険者証は、65歳になる月に交付されます。

### ◆第2号被保険者……………40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方

特定疾病（※1）により、要介護状態や要支援状態と認められた場合にサービスが利用できます。

ただし、特定疾病の原因が加齢に伴って生ずるもの以外（交通事故など）の場合は介護保険の対象外です。

介護保険被保険者証は、要介護・要支援の認定を受けた方や、交付の申請をした方に交付されます。

### （※1）特定疾病

- がん（医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- しんこうせいかくじょうせい ま ひ だいのうひしつきていかくへんせいしやう進行性核上性麻痺、びやう大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- とうにようびやうせいしんけいしやうがい とうにようびやうせいじんしやう とうにようびやうせいもうまくしやう糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- りやうそく しつかんせつ りやうそく こかんせつ へんけい へんけいせいかんせつしやう両側の膝関節または両側の股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- かんせつ関節リウマチ ●きんいしゆくせいそくさくこうかしやう筋萎縮性側索硬化症 ●こうじゅうじんたいこっかしやう後縦靭帯骨化症
- こっせつ こつそしやうしやう骨折を伴う骨粗鬆症 ●しやうろうき にんちしやう初老期における認知症 ●せきずいしやうのうへんせいしやう脊髄小脳変性症
- せきちゆうかんきやうさくしやう脊柱管狭窄症 ●そうろうしやう早老症 ●たけいとういしゆくしやう多系統萎縮症
- のうけっかんしつかん脳血管疾患 ●へいそくせいどうみやくこうかしやう閉塞性動脈硬化症 ●まんせいへいそくせいはいしつかん慢性閉塞性肺疾患

## 要介護（要支援）認定の申請

サービス利用を希望する方は、認定の申請をして下さい。

### 1 申請

各区高齢介護課に認定の申請をします。  
成年後見人、シニアサポートセンター（地域包括支援センター）、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設等に申請手続きを行ってもらうこともできます。

#### ◆申請に必要なもの

- ①要介護（要支援）認定申請書
- ②介護保険被保険者証
- ③被保険者のマイナンバー（個人番号）が確認できる書類  
例）・マイナンバーカード  
・通知カード（記載内容が住民票の記載内容と同一の場合のみ）  
・マイナンバーが記載された住民票の写し、または住民票記載事項証明書
- ④申請者の身元確認に必要なもの  
（氏名、住所又は生年月日が記載されているもの）  
※③において、マイナンバーカードをご用意いただいた場合には、④は不要です。  
・ひとつでいいもの  
（官公署が発行した写真つきの書類）  
・ふたつ以上必要なもの  
（官公署等公共機関から発行された書類）

### 2 訪問調査・ 主治医意見書

市区町村の職員や、市から委託を受けた調査員が、自宅などを訪問し、心身の状況を調べるために、本人と家族などから聞き取り調査などをします。

市の依頼により主治医が意見書を作成します。

### 3 審査判定

一次判定（コンピュータ判定）の結果と特記事項、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会において総合的に審査し、要介護状態区分が判定されます。

### 4 認定

介護認定審査会の判定結果に基づいて、要支援1・2、要介護1～5の区分に分けて認定されます。

申請から30日以内に認定結果を送付します。（延期する場合は通知します。）

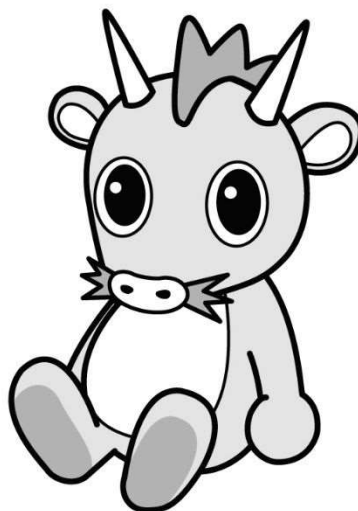
認定は、新規申請は3か月～12か月、更新は3か月～36か月毎に見直しがあります。また、心身の状況が変化した場合等は、認定の有効期間の途中でも要介護状態区分の変更を申請できます。

### 5 サービスの利用

要支援1・2の方はシニアサポートセンター（地域包括支援センター）に、要介護1～5の方は居宅介護支援事業所に相談して、本人の希望や状態に応じたケアプランの作成を依頼し、サービスの利用が始まります。

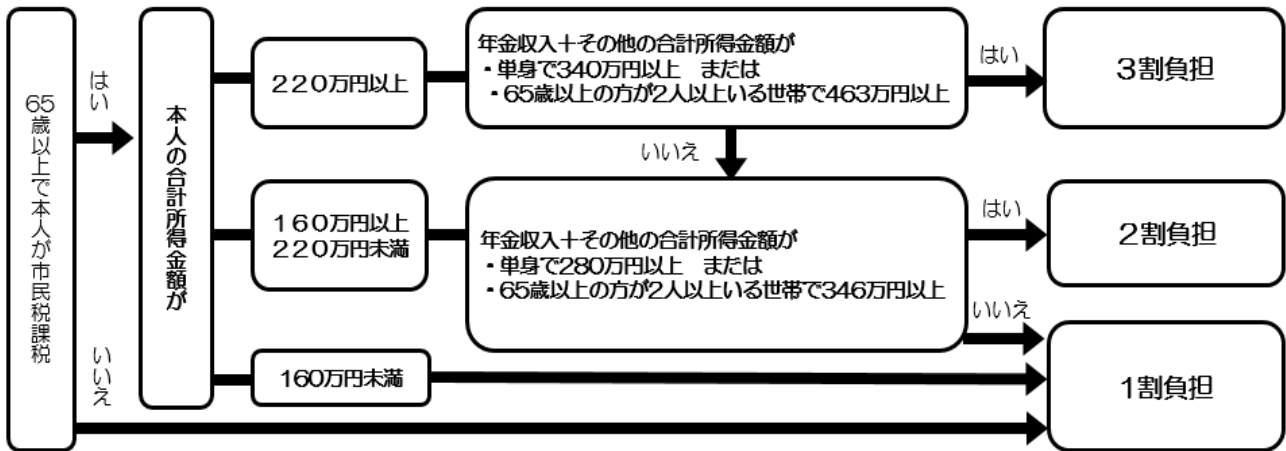
※ケアプランの作成は全額を介護保険で給付しますので、利用者負担はありません。

※施設サービスを利用される場合は、直接各施設にお申込みください。



## サービスにかかる費用

介護保険サービスは1割～3割の自己負担割合で利用できます。



※40～64歳の方、生活保護を受給している方は、所得にかかわらず1割負担です。

在宅サービスでは要介護状態区分に応じて、上限額（区分支給限度基準額）が単位数で決められており、その範囲内でサービスを利用する場合は、自己負担割合は1割～3割です。

### ◆サービスの利用限度額（1か月）

要介護度	利用できる単位数 (区分支給限度基準額)	おおよその利用限度額 (1か月)
事業対象者	5,032 単位	50,320 円
要支援 1	5,032 単位	50,320 円
要支援 2	10,531 単位	105,310 円
要介護 1	16,765 単位	167,650 円
要介護 2	19,705 単位	197,050 円
要介護 3	27,048 単位	270,480 円
要介護 4	30,938 単位	309,380 円
要介護 5	36,217 単位	362,170 円

※実際の費用は、単位数×地域区分単価（10円～11.05円）によって算出されます。

#### [区分支給限度基準額に含まれないサービス]

特定福祉用具購入 ・居宅介護住宅改修 ・居宅療養管理指導・認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）・特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・施設に入所して利用するサービス ※介護予防サービスについても同様です。

## 介護保険料の額と納入方法

第1号被保険者（65歳以上の方）と、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方で医療保険に加入している方）では、介護保険料の額と納め方が異なります。

### ◆第1号被保険者（65歳以上の方）

第1号被保険者の介護保険料は、市民税の課税の有無や所得状況などに応じ、次表の額になります。

#### 《令和2年度保険料（年額）》

所得段階	対象者	保険料率（※）
第1段階	生活保護を受給している方、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、または、世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.3 19,517円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.35 22,770円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.6 39,034円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.85 55,298円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額 65,056円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.10 71,562円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.30 84,573円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	基準額×1.50 97,584円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額×1.70 110,596円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額×2.00 130,112円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.25 146,376円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.55 165,893円

※保険料率の100円未満を切り捨てた金額が、納めていただく介護保険料額（年額）となります。

※第1号被保険者で老齢（退職）・障害・遺族年金額が年額18万円以上の方は、年金からの天引きになります（特別徴収）。

※年金が年額18万円未満の方、又は年度途中で65歳になった方及び転入された方などは、納入通知書・口座振替などにより市に納めていただきます（普通徴収）。

※合計所得金額について、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除」を差し引いた金額を 사용합니다。

◆第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方）

第2号被保険者の介護保険料は、加入している医療保険（健康保険組合や国民健康保険など）の算定方法により決められ、医療保険料と合わせて納めていただきます。

区 分	第1号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	65歳以上の方	40歳から64歳までの方
保 険 料	所得段階に応じてさいたま市が決定	加入している医療保険の算定方法に基づいて決定
保 険 料 の 納 入 方 法	① 老齢（退職）・障害・遺族年金額が、年額18万円以上の方は、年金から天引き（特別徴収） ② 年金が年額18万円未満の方、又は年度途中で65歳になった方及び転入された方などは、納入通知書・口座振替などにより納入（普通徴収）	医療保険料と合わせて納入

詳しくは、各区高齢介護課介護保険係（裏表紙参照）にお問合せいただくか、パンフレット「さいたま市の介護保険」をご覧ください。

「さいたま市の介護保険」は、各区高齢介護課窓口とさいたま市役所 介護保険課窓口にて配布しております。

## 地域支援事業

### 一般介護予防事業

介護予防について学んだり、社会参加を支援するための事業です。

皆さんが、いつまでも元気に自立した生活を送るために、地域で「自発的に」「参加意欲を持って」「継続的に活動」ができるよう応援します。

#### ますます元気教室

- ◆対象者 さいたま市内に住所を有する65歳以上の方
- ◆内容 ロコモティブシンドローム予防の要素を取り入れた介護予防効果の高い体操（いきいき百歳体操・ロコトレなど）の体験や、口腔、栄養、認知症予防について学ぶ教室です。
- ◆費用 無料
- ◆実施場所 各公民館等

#### 健口教室

- ◆対象者 さいたま市内に住所を有する65歳以上の方
- ◆内容 フレイル（虚弱）予防、肺炎予防、認知症予防のために、高齢期の栄養・口腔機能の向上について学ぶ教室です。
- ◆費用 無料
- ◆実施場所 各区役所、各公民館等

#### いきいきサポーター養成講座

- ◆対象者 さいたま市内に住所を有する方
- ◆内容 いきいき百歳体操等の介護予防に有効な運動方法や、講座終了後にボランティア（いきいきサポーター）として地域で活動するために必要なことについて学ぶ講座です。
- ◆費用 無料
- ◆実施場所 各区役所等

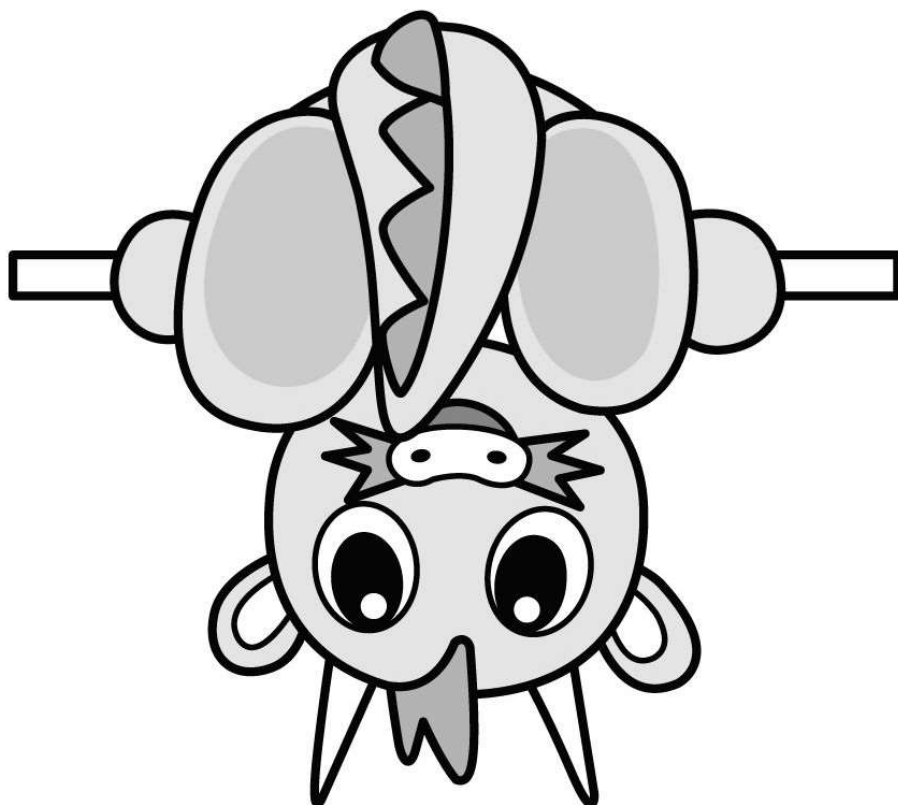
#### すこやか運動教室

- ◆対象者 さいたま市内に住所を有する65歳以上の方
- ◆内容 公園や小学校などに設置されたすこやか遊具を使い、運動を行う教室です。
- ◆費用 無料
- ◆実施場所 市内33か所の公園や小学校等



## 生きがい・健康づくり教室

- ◆対象者   さいたま市内に住所を有する65歳以上の方
- ◆内容     歴史・文学などの学習、趣味活動、体操などを行う教室です。
- ◆費用     無料
- ◆実施場所   各公民館



## シニアサポートセンター（地域包括支援センター）

高齢者の方が、住みなれた地域でいきいきと安心した生活ができるように支援を行う総合相談窓口です（相談は無料）。

専門知識を持った保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、介護予防に関するケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行うため、市内に27のシニアサポートセンター（地域包括支援センター）を設置して、土日を含めて年中無休（年末年始を除く）で開所しています。

また、介護者支援・交流のための介護者サロンや、認知症支援・交流のためのオレンジカフェ（認知症カフェ）を開催しています。まずはお電話でお気軽にご相談ください。

※平成25年4月から「地域包括支援センター」の愛称が「シニアサポートセンター」になりました。

### ◆主な支援業務

- ・ 総合相談業務  
（介護に関する相談や健康、福祉、医療に関する総合相談）
- ・ 権利擁護業務  
（「成年後見制度」に関する相談、高齢者虐待の防止・早期発見等）
- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務  
（地域の介護サービス提供事業者、医療・行政機関とのネットワークづくり、地域のケアマネジャーの支援・指導）
- ・ 介護予防ケアマネジメント業務  
（介護予防の取り組み支援、介護（予防）サービスの利用支援）
- ・ 高齢者生活支援体制整備事業  
（地域支え合い推進員による、地域支え合い活動等の支援）

### ◆シニアサポートセンター（地域包括支援センター）の問合せ先

お住いの地域によって、担当するシニアサポートセンター（地域包括支援センター）が異なります。次ページからの圏域別区町名（アイウエオ順）住所一覧表をご覧ください。

どこのシニアサポート  
センターに相談したら  
いいだろう？  
→34～37ページへ



圏域別区町名（アイウエオ順）住所一覧表

西 区	<b>北部圏域 シニアサポートセンター三恵苑</b> 所在地：西区大字中釘2162-4 星本ビル1階 TEL：048-620-1312 FAX：048-782-5751
	大字内野本郷／大字指扇／大字指扇領辻／大字指扇領別所／大字清河寺／大字高木／大字中釘／大字西新井／西大宮1～4丁目／大字平方領々家／大字宝来／大字峰岸／三橋6丁目／宮前町
	<b>南部圏域 シニアサポートセンターくるみ</b> 所在地：西区大字西遊馬771-2 TEL：048-622-8103 FAX：048-622-8104
	大字飯田／大字飯田新田／大字植田谷本／大字植田谷本村新田／大字佐知川／大字三条町／大字島根／（西区）大字昭和／（西区）大字塚本／塚本町1～3丁目／大字土屋／大字中野林／大字西遊馬／大字ニツ宮／プラザ／大字水判土／三橋5丁目／湯木町1～2丁目
北 区	<b>北部圏域 シニアサポートセンター緑水苑</b> 所在地：北区吉野町1-27-13 TEL：048-662-7350 FAX：048-662-7360
	奈良町／別所町／宮原町1～4丁目／吉野町1～2丁目
	<b>東部圏域 シニアサポートセンター諏訪の苑</b> 所在地：北区本郷町348-2 TEL：048-662-7600 FAX：048-662-7608
	植竹町1～2丁目／今羽町／土呂町／土呂町1～2丁目／東大成町1～2丁目／本郷町／盆栽町／見沼1～3丁目
大 宮 区	<b>西部圏域 シニアサポートセンターゆめの園</b> 所在地：北区日進町2-813 TEL：048-653-0544 FAX：048-653-2727
	大成町4丁目／櫛引町2丁目／日進町1～3丁目
大 宮 区	<b>東部圏域 シニアサポートセンター白菊苑</b> 所在地：大宮区天沼町1-154-1 TEL：048-658-5588 FAX：048-648-5582
	東町1～2丁目／天沼町1～2丁目／大原6～7丁目／吉敷町1～4丁目／北袋町1～2丁目／下町1～3丁目／寿能町1～2丁目／浅間町1～2丁目／大門町1～3丁目／高鼻町1～4丁目／土手町1～3丁目／（大宮区）仲町1～3丁目／堀の内町1～3丁目／（大宮区）宮町1～5丁目
	<b>西部圏域 シニアサポートセンター春陽苑</b> 所在地：大宮区大成町2-397-3 TEL：048-661-8611 FAX：048-654-9212
	大成町1～3丁目／上小町／櫛引町1丁目／桜木町1～4丁目／錦町／三橋1～4丁目

見 沼 区	<b>北部圏域 シニアサポートセンターさいたまやすらぎの里</b> 所在地：見沼区卸町2-21-1 TEL：048-680-3289 FAX：048-680-3230
	卸町1～2丁目／大字小深作／春岡1～3丁目／春野1～4丁目／大字深作／深作1～5丁目／大字丸ヶ崎／丸ヶ崎町／大字宮ヶ谷塔／宮ヶ谷塔1～4丁目
	<b>東部圏域 シニアサポートセンター敬寿園七里ホーム</b> 所在地：見沼区大谷2022-1 TEL：048-681-6614 FAX：048-681-6200
	大字大谷／大字加田屋新田／大字新堤／大字蓮沼／大字東宮下／東宮下1～3丁目／大字東門前／大字膝子／大字風渡野
	<b>西部圏域 シニアサポートセンター大和田</b> 所在地：見沼区大和田町2-1387-1 TEL：048-685-8791 FAX：048-685-5514
	大和田町1～2丁目／島町／島町1～2丁目／大字砂／砂町2丁目／東大宮1～7丁目／堀崎町
	<b>南部圏域 シニアサポートセンター敬寿園</b> 所在地：見沼区南中野287 ソレイユ南中野101 TEL：048-681-5151 FAX：048-681-5152
	加田屋1～2丁目／大字片柳／片柳1～2丁目／片柳東／大字上山口新田／大字笹丸／大字新右エ門新田／大字染谷／染谷1～3丁目／大字中川／大字西山新田／大字西山村新田／大字東新井／大字御蔵／大字南中野／大字南中丸／大字見山／大字山
中 央 区	<b>北部圏域 シニアサポートセンターナーシングヴィラ与野</b> 所在地：中央区本町東6-10-1 TEL：048-859-5375 FAX：048-857-8532
	円阿弥1～7丁目／大字上落合／上落合1～9丁目／桜丘1～2丁目／新都心／八王子1～5丁目／本町西1～6丁目／本町東1～7丁目
	<b>南部圏域 シニアサポートセンターきりしき</b> 所在地：中央区新中里2-8-6 TEL：048-858-2121 FAX：048-858-6969
	上峰1～4丁目／大戸1～6丁目／大字下落合／下落合2～7丁目／新中里1～5丁目／鈴谷1～9丁目
桜 区	<b>北部圏域 シニアサポートセンター彩寿苑</b> 所在地：桜区大字宿400 TEL：048-857-6517 FAX：048-857-6500
	大字大久保領家／大字上大久保／大字五関／大字在家／栄和2～5丁目／大字下大久保／大字宿／大字昭和／大字白鍬／大字神田／（桜区）大字塚本／中島4丁目5番～最終番地
	<b>南部圏域 シニアサポートセンターザイタック</b> 所在地：桜区田島5-25-8 U21ビル2階 TEL：048-836-3503 FAX：048-836-3507
	栄和1・6丁目／桜田1～3丁目／新開1～4丁目／田島1～10丁目／大字道場／道場1～5丁目／中島1～3丁目／中島4丁目1番～4番／西堀1～10丁目／大字町谷／町谷1～4丁目／南元宿1～2丁目／山久保1～2丁目

<b>浦和区</b>	<b>北部圏域 シニアサポートセンターかさい医院</b> 所在地：浦和区針ヶ谷3-13-18 TEL：048-823-3031 FAX：048-823-3032
	大原1～5丁目／上木崎1～8丁目／北浦和1～3丁目／皇山町／針ヶ谷1～3丁目／元町1～3丁目
	<b>東部圏域 シニアサポートセンタースマイルハウス浦和</b> 所在地：浦和区領家4-13-3 TEL：048-813-7710 FAX：048-813-7731
	木崎1～5丁目／駒場1～2丁目／瀬ヶ崎1～5丁目／大東1～3丁目／大字三崎／領家1～7丁目
	<b>中部圏域 シニアサポートセンタージェイコー埼玉</b> 所在地：浦和区北浦和5-2-7 TEL：048-834-3782 FAX：048-834-3794
	北浦和4～5丁目／高砂1～4丁目／常盤1～10丁目／(浦和区)仲町1～4丁目／針ヶ谷4丁目
<b>南部圏域 シニアサポートセンター尚和園</b> 所在地：浦和区東高砂町5-8 浦和Aビル1階 TEL：048-813-8915 FAX：048-883-8696	
岸町1～7丁目／(浦和区)神明1～2丁目／東岸町／東高砂町／東仲町／前地1～3丁目／本太1～5丁目	

<b>南区</b>	<b>東部圏域 シニアサポートセンター社協みなみ</b> 所在地：南区南浦和3-46-10 ニチエイマンション1階 TEL：048-871-1230 FAX：048-883-2760
	大字円正寺／(南区)大字大谷口／大谷場1～2丁目／大字太田窪／太田窪2・4・5丁目／大字広ヶ谷戸／南浦和1～4丁目
	<b>中部圏域 シニアサポートセンターハートランド浦和</b> 所在地：南区别所3-16-11 埼玉ビル101 TEL：048-836-2929 FAX：048-836-2333
	鹿手袋1～3丁目／鹿手袋4丁目1番～13番、16番～17番2号、17番16号～23番／鹿手袋7丁目6番～9番／白幡1～3丁目／(南区)神明1～2丁目／関1～2丁目／辻1～8丁目／根岸1～5丁目／文蔵1～5丁目／別所1～5丁目／別所6丁目1番～16番、17番7号～19番10号、19番21号～19番最終号、20番14号～20番28号／別所7丁目1番～11番9号、11番25号～11番最終号、15番～15番4号、15番27号～15番最終号／南本町1～2丁目
	<b>西部圏域 シニアサポートセンターけやきホームズ</b> 所在地：南区四谷2-10-17 寺本ビル1階 TEL：048-710-7555 FAX：048-710-6555
内谷1～7丁目／鹿手袋4・7丁目の南区中部以外の地番／鹿手袋5～6丁目／白幡4～6丁目／沼影1～3丁目／別所6・7丁目の南区中部以外の地番／曲本1～5丁目／松本1～4丁目／四谷1～3丁目	

<b>緑 区</b>	<b>北部圏域 シニアサポートセンターリバティハウス</b> 所在地：緑区松木3-29-5 TEL：048-875-3111 FAX：048-875-3112
	大字大崎／大字上野田／大字北原／大字玄蕃新田／道祖土1～4丁目／芝原1～3丁目／大字下野田／大字新宿／大字大門／大字代山／大字高畑／大字寺山／大字中野田／大字南部領辻／馬場1～2丁目／東大門1～3丁目／松木1～3丁目／大字間宮／大字三浦／美園1～6丁目／大字見沼／大字三室／宮本1～2丁目／山崎1丁目
	<b>南部圏域 シニアサポートセンター浦和しぶや苑</b> 所在地：緑区大字中尾925 TEL：048-876-1770 FAX：048-876-1821
	大字大牧／大字大間木／大間木2～3丁目／（緑区）大字大谷口／大字下山口新田／太田窪1・3丁目／大字中尾／大字蓮見新田／原山1～4丁目／東浦和1～9丁目

<b>岩 槻 区</b>	<b>北部圏域 シニアサポートセンター松鶴園</b> 所在地：岩槻区大字古ヶ場11 TEL：048-795-2653 FAX：048-793-3155
	大字相野原／愛宕町／大字岩槻346番地～1527番地、4953番地～5009番地、5113番地～5190番地、5205番地～5207番地、5243番地～5244番地、5259番地～5318番地3、5327番地～7279番地1／大字上野／上野1～6丁目／大字裏慈恩寺／大字表慈恩寺／大字掛／大字金重／大字鹿室／大字古ヶ場／古ヶ場1～2丁目／大字小溝／大字慈恩寺／諏訪1～5丁目／大字徳力／西町1丁目4番～6番／西町4～5丁目／日の出町／大字平林寺／大字本宿／大字馬込／大字南辻／大字南平野／（岩槻区）宮町1～2丁目／美幸町
	<b>中部圏域 シニアサポートセンター社協岩槻</b> 所在地：岩槻区本町3-2-5 ワッツ東館3階 TEL：048-758-4395 FAX：048-758-8099
	大字岩槻3168番地～4952番地11、5010番地～5112番地、5191番地～5204番地、5208番地～5242番地、5245番地～5258番地、5319番地～5326番地／太田1～3丁目／大字加倉1562番地～1718番地／加倉1～4丁目／城町1～2丁目／（岩槻区）仲町1～2丁目／並木1～2丁目／西原／西原台1～2丁目／西町1丁目1番～3番、7番／西町2～3丁目／（岩槻区）東町1～2丁目／本町1～6丁目／本丸1～4丁目／大字箕輪
<b>南部圏域 シニアサポートセンター白鶴ホーム</b> 所在地：岩槻区東岩槻4-5-10 TEL：048-790-3311 FAX：048-790-3312	
大字飯塚／大字浮谷／大字大口／大字大戸／大字大野島／大字大森／大字大谷／大字尾ヶ崎／大字尾ヶ崎新田／大字釣上／大字釣上新田／大字加倉1番地～1504番地、1936番地～7749番地／加倉5丁目／大字柏崎／上里1～2丁目／大字黒谷／大字笹久保／大字笹久保新田／城南1～5丁目／大字真福寺／大字末田／大字高曾根／大字長宮／大字新方須賀／大字野孫／原町／東岩槻1～6丁目／府内1～4丁目／大字増長／美園東1～3丁目／大字南下新井／南平野1～5丁目／大字村国／大字谷下／大字横根	